

平成28年第2回東広島市議会定例会について

1 会 期

平成28年6月3日（金）から6月24日（金）まで（22日間）

2 一般質問

(1) 日 程

平成28年6月14日（火）から6月17日（金）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり。

3 議案（教育委員会関係）

(1) 報告事項

ア 専決処分の報告について（4件）

イ 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

ウ 平成27年度東広島市繰越明許費繰越計算書について（教育委員会関係分）

(2) 議案

ア 教育委員会委員の任命の同意について（2件）

イ 請負契約の締結について（4件）

ウ 平成28年度東広島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）

エ 教育委員会教育長の任命の同意について

平成28年第2回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
谷晴美	1 学校の統合と防災について (1) 志和町内の学び舎耐震化は第1の仕事について ア 財源を確保して早期着手を求めることについて (2) 志和中学校内テニスコートの新設予定地 ア 土砂災害流出への危機の対応について (3) 小中一貫校の説明について ア 東志和小学校区住民自治組織学習会参加住民への賛否意見の慎重対応を求めることについて	教育総務課 指導課	学校教育部長
	3 学校給食費の滞納問題について (1) 子どもの貧困化と給食費の滞納問題の解決について ア 児童手当から給食費を徴収する教育委員会の提案について イ 学校給食費の助成の引き上げを図ってはどうか	学事課	学校教育部長
高橋典弘	2 地域創造事業 (1) コーディネーション・トレーニングについて ア コーディネーション・トレーニングについての見解を伺う イ 具体的に検証すべき価値があると思うが意思を問います ウ 学校教育・生涯教育・保育・介護現場などあらゆる現場で有効であるが導入を検討していただけますか	スポーツ振興課 (指導課)	生涯学習部長
奥谷 求	2 時代の流れに合ったにぎわいの創出について (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて ア 事前合宿地誘致に取り組む予定があるのか?	スポーツ振興課	生涯学習部長
	3 事業推進に向け、縦割り行政の課題について (1) 過去の評価と未来へ責任ある対応を ア 小学校統廃合とまちづくり	教育総務課	学校教育部長
	4 周辺環境の変化に伴う通学路の安全確保について (1) 安全・安心な通学路は確保されているか ア 要望があった安全対策の実施率は	教育総務課	学校教育部長
貞岩 敬	2 人権教育・啓発について (2) 人権教育について ア 学校における人権教育の推進について イ 成果と課題について	指導課	学校教育部長
大道博夫	1 情報化施策について (2) 学校教育における情報化の推進について ア 教育用情報機器の導入状況と今後について イ 教職員のICT活用指導力育成とICT支援員の配置について ウ 校務支援システムの導入について エ 登下校情報を確認できる仕組みの導入について	教育総務課	学校教育部長
大谷忠幸	1 老人福祉行政について (1) 老人福祉施策について エ 常設老人サロンに放課後子ども教室機能を付加することの有効性について	青少年育成課	学校教育部長

答弁内容（平成28年第2回定例会）

- | | | | |
|-------|---|-----|-------|
| ■質問者 | 谷議員 | ■担当 | 学校教育部 |
| ■質問事項 | 1 学校の統合と防災について | | |
| | (1) 志和町内の学び舎耐震化は第1の仕事について | | |
| | ア 財源を確保して早期着手を求めることについて | | |
| | (2) 志和中学校内テニスコートの新設予定地 | | |
| | ア 土砂災害流出への危機の対応について | | |
| | (3) 小中一貫校の説明について | | |
| | ア 東志和小学校区住民自治組織学習会参加住民への賛否意見の慎重対応を求めることについて | | |
| | 3 学校給食費の滞納問題について | | |
| | (1) 子どもの貧困化と給食費の滞納問題の解決について | | |
| | ア 児童手当から給食費を徴収する教育委員会の提案について | | |
| | イ 学校給食費の助成の引き上げを図ってはどうか | | |

■質問要旨

- 1 (1) 志和町内において、耐震化されていない校舎は今後どうするのか。各部局と協議をするという答弁があったが、協議後の状況を伺う。
 - (2) 志和町内の山側は、全域が土砂災害の危険区域となっているが、志和町内の学校において、これまでどのように対応してきたか、今後どのような対応を考えているか伺う。
また、東志和小学校区の住民自治組織の学習会で、乗本川について、100mmを大きく超えるような前後の降水量に対応できるのかという意見が出たことを、文教厚生委員会でも紹介したが、テニスコートの新設予定地においても、土砂災害についての対応が考慮されているか伺う。
 - (3) 参加された住民には賛成の声もあれば反対の声もある。反対の声にどう耳を傾けるのか、所見を伺う。
- 3 (1) 学校給食費の滞納額が、昨年度飛び抜けて増加しているが、原因は何で、どう分析しているか伺う。
また、鳥取県の判例で、児童手当は税金の徴収対象とならないと判断が出るなどしている中で、児童手当から給食費を徴収することについて市はどう考えているのか伺う。
本市は県内で最もコメが産出量の多いところである。神石高原町では、給食費を無料にしており、東広島市においても、主食だけでも無料にするとか、主食分の給食費を助成することを検討すべきではないかと思うが、見解を伺う。
あわせて、地産地消の観点からも、市内産の米を使用することや生産者個人への助成を提案したいと思うが、どう考えるか伺う。

●答弁

【学校の統合と防災について】

○志和町内の学び舎耐震化は第1の仕事について、財源を確保して早期着手を求めることについて

志和町内の学校施設は、東志和小学校の校舎の一部及び屋内運動場、西志和小学校の校舎、志和中学校の校舎について、それぞれ耐震性が不足しているとの診断結果が出ております。

このうち、志和中学校は本年度、耐震補強工事を行うこととしており、今定例会において、その請負契約の締結に関する議案を提出させていただいているところでございます。

小学校につきましては、東志和小学校は、建物のコンクリート強度が低く、施設の耐震性を確保するためには、建物自体の建替えが必要となっております。

西志和小学校は、耐震補強を行う場合、教室内への補強壁の設置が必要となり、教室が分断され、教室数が大幅に減少することから、必要な教室数を確保するために、建物の増築等が必要となっております。

また、志和堀小学校は、耐震基準を満たしておりますが、恒常的に複式学級となっております。

こうしたことから、昨年度、「市立小学校の統合基本方針」の見直しを行い、志和堀小学校における

答弁内容（平成28年第2回定例会）

複式学級の解消や、東志和小学校及び西志和小学校に通う児童の安全性を確保するため、志和中学校の敷地内又は隣接地に、3つの小学校を統合した学校を新たに設置する方針を示させていただいているところでございます。

しかしながら、先般の熊本県・大分県を中心とする地震による被害状況や、志和町の保護者や住民の方々が学校施設の安全性に強い不安をもたれ、一日も早い耐震性の確保を望んでおられる状況を鑑みますと、早期の対応が必要であると改めて認識したところでございます。

今後、小中一貫校による統合方針を基本としつつも、早急に、それぞれの学校施設の安全性を確保するにはどのような対応や方法が可能か、実施に向けた具体の検討・協議を進め、可能な限り早い時期に事業化して参りたいと考えております。

○志和中学校内テニスコートの新設予定地の土砂災害流出への危機の対応について

広島県が実施しました調査では、志和町内の学校は、志和堀小学校の校舎及び体育館の一部、東志和小学校グラウンドの一部が土砂災害の警戒区域に入っております。

これに対しましては、この度改訂した、市立小学校の統合基本方針に示した、志和中学校敷地内等への3つの小学校の統合によって解消できるものと考えております。

○小中一貫校の説明についての東志和小学校区住民自治組織学習会参加住民への賛否意見の慎重対応を求めることについて

学習会におきましては、小中一貫校にすることによって新たに実施可能となる、小学校での教科担任制や小中学校の先生によるティーム・ティーチング、さらには、地域について9年間を見通して計画的に学ぶ総合的な学習の時間の取組みなど、本市が目指す教育の姿についてご説明いたしました。

学習会参加住民からは、教員の負担が増えるのではないかと、中1ギャップ解消とはいうものの、小学校と中学校の間にはある程度のギャップが必要ではないかと、中学生のよくない面を小学生がまねるのではないかと、などの考えから、小中一貫教育を導入する必要はない、といった反対のご意見も頂いております。

今後は、東志和地区住民の賛成・反対の両方の声を尊重しながらも、子供たちを同じ敷地内で9年間をかけてじっくり育てることのできる小中一貫校のよさや、本市が目指そうとしている教育について丁寧に説明し、ご理解をいただけるようにしてまいりたいと考えております。

【学校給食費の滞納問題について】

○「児童手当から給食費を徴収する教育委員会の提案について」

まず、学校給食費の滞納状況でございますが、平成26年度末の累積滞納世帯数は56件で、内訳は平成21年度分が1件、平成22年度分が2件、平成23年度分が5件、平成24年度分が8件、平成25年度分が6件、そして、平成26年度分が34件となっており、数字上、平成26年度分が突出して多く見えております。

しかし、学校給食費は、翌月以降に遅れて支払いがなされることが多々あることや、継続した取り組みによって滞納分をお支払いいただいていること等から、平成26年度分34件につきましても、平成27年度末の調査では滞納世帯数4件と減っており、滞納世帯数に急激な増加傾向があるとは捉えてお

答弁内容（平成28年第2回定例会）

りません。

次に、児童手当から学校給食費を徴収等することについてでございます。

ご指摘の鳥取県の判例でございますが、これは、「税金の滞納処分として口座に振り込まれた児童手当を差し押さえたことに対し、児童手当法第15条 受給権の保護の趣旨に反するものとして違法である」という高等裁判所判決が、平成25年11月に示されたものでございます。

このたびの児童手当からの学校給食費徴収等については、児童手当法第21条第2項の規定によるもので、「児童手当受給資格者が児童手当を受ける前に、児童手当の額の全部または一部を学校給食費の支払いに充てる旨を市に申し出た場合、申出に係る費用について徴収等することができる」とされております。

したがって、児童手当支給後の差し押さえとは異なり、法的根拠に基づいて実施するものであり、この方法を選択するか否かは保護者の意思となります。

教育委員会といたしましては、学校給食費滞納の解消に向け、滞納者に対し制度について御案内するとともに、できるだけ協力していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○「学校給食費の助成の引き上げを図ってはどうか」について

まず、学校給食の実施に係る経費の負担についてでございますが、学校給食法第11条において「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは設置者の負担とし、それ以外の経費を保護者の負担とする」ことが規定されております。

この規定に基づき、本市の場合、光熱水費、施設の維持管理費、人件費等、運営に係る経費全般を市の負担とし、食材費のみ学校給食費として保護者に負担していただいているところでございます。

議員ご提案の主食分の給食費の助成につきましては、経費を積算しましたところ、年間で1億7千万円程度の予算が必要となり、実施は困難と考えております。

神石高原町においては、定住促進施策の1つとして、平成28年度から給食費に相当する額を町がそれぞれの世帯に同額を補助する形で実質無料化されていると聞いておりますが、本市といたしましては、就学援助対象の方への全額援助を行っているところであり、今後も必要な方への援助を継続してまいりたいと考えております。

次に、市内産の米を使用すること及び生産者個人への助成を行うことという地産地消のご提案につきましては、学校給食におきまして、平成20年度秋から市内産米の使用に切り替え、毎年ほぼ100%の提供率となっております。

また、生産者の方には、農業施策の中で、国の制度を活用した「米の直接支払交付金」を助成しているところであり、今後もこうした取り組みを継続することにより、地産地消の推進に努めてまいります。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

■質問者 高橋議員 ■担当 健康福祉部・こども未来部・
学校教育部・生涯学習部

■質問事項 2 地域創造事業

(1) コーディネーション・トレーニングについて

ア コーディネーション・トレーニングについての見解を伺う

イ 具体的に検証すべき価値があると思うが意思を問います

ウ 学校教育・生涯学習・保育・介護現場などあらゆる現場で有効であるが導入を検討してみますか

■質問要旨

・神経系の運動能力を高め、運動神経を鍛えるトレーニング方法だが、音楽やダンス、コミュニケーション力や学習能力にも活用できるときいた。嘉麻市では保育施設での運動指導や実践指導、相談事業としてのこどもクリニックなどに活用しているとのことだった。

コーディネーション・トレーニングについての本市の見解について伺う。

また、本市においても具体的に検証すべきだと思うが認識を伺う。

嘉麻市の事例のほかにも、学校教育や生涯教育（スポーツ）、介護現場などでも有効であると思うが見解を伺う。

●答弁

【地方創造事業】

○コーディネーション・トレーニングについて

議員からもありましたように20世紀後半から、脳科学・認知科学などの発展により、運動が知性や感性に大きく影響することが明らかにされてきており、このような知見に基づいたトレーニングと学習方法が、コーディネーション・トレーニングとして、トップアスリート育成のために考案されたものと伺っております。

この育成トレーニングは、7つの能力を高める方法がとられており、①物や人等の位置関係を把握する能力（定位）、②手や足、道具等を扱う能力（識別）、③合図等に対して素早く反応する能力（反応）、④状況に応じて適切に対処する能力（変換）、⑤身体を無駄なくスムーズに動かす能力（連結）、⑥動作のタイミング等を上手く合わせられる能力（リズム）、⑦崩れた体勢でもバランスを上手に保てる能力（バランス）、こうした7つの能力が運動神経の構成要素と考えられ、これらの能力を高めることで運動神経は向上すると考えられたトレーニング方法と聞き及んでおります。

議員からありました福岡県嘉麻市では、徳島大学大学院の荒木秀夫教授が提唱された、脳科学・認知科学などに基づいたコーディネーション・トレーニングを、乳幼児から高齢者、障がい者に至るすべての市民に普及する取組みを行うことで、市民の体力・運動能力の発達だけでなく、知的能力の発達、情緒的な安定や創造性豊かな人格形成を図り、健康なひとづくり、まちづくりを進めることにより、人材育成、ひいては地域活性化につながっていると伺っております。

さらに、乳幼児の保護者から、幼稚園、保育所園児、小学生、中学生、高校生、一般、高齢者を年齢区分に応じたプログラムにより、第1段階を「平衡能力」、第2段階を「定位分化能力」、「反応リズム能力」、第3段階を「運動結合変換能力」に分け、この能力を組み合わせる力を高めるトレーニングメニューを、保育・学校現場・介護現場などと連携を図りながら展開をされておられます。

実際に効果が上がっていることから、コーディネーション・トレーニングは生涯に渡って有効なトレーニング手法であると考えているところでございます。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

○コーディネーション・トレーニングを本市においても具体的に検証すべき価値があるのではないか、また、あらゆる現場で導入してはどうか

学校教育につきましては、本市教育の方向性を示す、「第四次学校教育レベルアッププラン」における目標の一つに、「心身ともに健康な子ども」を掲げ、体育・保健体育科での授業はもとより、特別活動や運動部活動等、学校の教育活動全体で体力の向上を図ることとしております。

本市の学校教育におきましては、コーディネーション・トレーニングと、銘打っての取組みではございませんが、神経系の発達が生涯を通じて最も著しい小学校低学年・中学年の時期に、適切な運動刺激を与えることによって、身体能力の発達を促すことができるように取り組んでいるところでございます。

具体的には、体育科の体づくり運動の授業や毎時間の準備運動の中で、長なわくぐり、鬼あそびなどのすばやい身のこなしを高める動き、けんけんやスキップなど巧みな動きを高める動き、固定遊具やマットを活用した逆さ感覚や回転感覚を高める動きなど、運動感覚や神経を刺激するさまざまな体の基本的な動きを培うこととしております。

これらの取組みは、コーディネーション・トレーニングと相通じるものであり、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、全国トップ県を上回る結果として現れているところでございます。

コーディネーション・トレーニングが、感覚や認知、反応する能力など、子どもたちの運動能力のみならず、学習面や情緒面、コミュニケーション能力の育成にも有効であるとの効果が検証されていることを踏まえ、本市の子どもたちの体力向上のみならず、学力の向上や豊かな心の育成にも効果が期待できるものと考えております。

また、高齢期にこそ伸びる能力もあり、全体を見渡せる能力、直観的に感じる能力、状況をつかむ能力など、身体を使い、身体で感じる高齢者にふさわしいスポーツや身体活動を通じまして、高齢者の健康増進・介護予防にも効果が期待できるものと考えております。

今後、すでに取り組みをされております嘉麻市における活用場面などの詳細な情報のほか、大学などからも、その効果や実施方法なども含めた情報を得ながら、保育、学校教育、スポーツ、介護予防など、多岐にわたる様々な分野において、こういった取組みができるか検討して参りたいと考えております。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

- 質問者 奥谷議員 ■担当 生涯学習部
■質問事項 2 時代の流れに合ったにぎわいの創出について
(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて
ア 事前合宿地誘致に取り組む予定があるのか？

■質問要旨

・2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致について、4月に報道があり、県内では6市の名前が挙がっていたが、残念ながら本市の名前はなかったと思う。
本市には、広島空港が近く、新幹線の駅もあるという交通の利便性があり、柔道日本代表の合宿誘致の実績もある。また、教育委員会が主催してトップアスリートとの交流を行うと聞いているが、こういった動きとも連携して事前合宿地を誘致する意欲があってもよいのではないかと考えるが、見解を伺う。

●答弁

【時代の流れに合ったにぎわいの創出について】

○「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて」について

東京オリンピック大会は、2020年の7月24日から8月9日の17日間、東京パラリンピック大会は、同年8月25日から9月6日の13日間で開催が予定されております。

オリンピックの東京開催を契機といたしまして、全国の自治体と参加国、地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを目的として、公益財団法人「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」において「事前トレーニング（キャンプ）候補地」ガイドという、インターネットを活用した全国の自治体からの情報提供の場が設けられております。

この情報サイトにより、今年のリオデジャネイロオリンピックの開催に併せて、海外のオリンピック組織委員会へ合宿候補地の情報が公表される予定となっております。

議員からもありましたように、現在、広島県内では、広島市など6市が合宿候補地として名乗りを上げております。

本市におきましては、この合宿地誘致に当たり、費用負担や、相手国の文化、宗教、慣習などの違いにより受け入れる側である本市の合宿環境整備に係る負担などが不透明であり、誘致を行っていくためには、相応の準備が必要であることから、現在のところ対外的に誘致表明、並びに、誘致行動を具体的に行っていない状況でございます。

しかしながら、オリンピックに参加する世界のトップアスリートを本市に迎え、交流を目指していくことは、次代を担っていく世代のスポーツへの関心の高まりが期待されますとともに、地域のグローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資するものと考えております。

今後は、様々な情報を得ながら、前向きに検討を行ってまいりたいと考えております。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

■質問者 奥谷議員 ■担当 学校教育部

- 質問事項
- 3 事業推進に向け、縦割り行政の課題について
 - (1) 過去の評価と未来へ責任ある対応を
 - ア 小学校統廃合とまちづくり
 - 4 周辺環境の変化に伴う通学路の安全確保について
 - (1) 安心・安全な通学路は確保されているか
 - ア 要望があった安全対策の実施率は

■質問要旨

3 市が事業を進めていくに当たっては、全庁的な対応で臨む必要があると考えている。

市民は、市行政を一体的に捉えている。例えば、学校の統廃合についての地域での事業説明会の際、教育関連については教育委員会で対応することになると思うが、今後のまちづくりについての質問や意見に対しては、一部局のみで十分な対応ができないのではないかと懸念している。先般開催された東志和小学校区の学習会において、今後のまちづくりについての質問や意見があったと聞いているが、どの様な内容で、どのように回答されたのか伺う

4 昨年の6月議会の際にも、小川議員が質問された、通学路の安全・安心の確保について、地域からの要望が多くあったと思うが、要望件数、改善された件数はどれ位あったのか、検討継続の件数、対応困難な件数も合わせて伺う。

昨年度以前の要望で検討継続など、単一年度で実施できなかったものの進捗状況について伺う。

予算化して実施した代表的なものの内容と、検討継続、対応困難な要望についても代表的な内容について伺う。

信号機や横断歩道橋の設置などが決まった場合、計画から完成までどれくらいの期間が必要か伺う。県等との調整が必要なものなど、市だけでは対応できない案件の場合、どの機関がイニシアティブをとっているのか伺う。

●答弁

【事業推進に向け、縦割り行政の課題について】

○「過去の評価と未来へ責任ある対応を」のうち、小学校統廃合とまちづくりについて

小学校の統合につきましては、昨年度、各地域におきまして説明会を実施し、現在、対象地域の住民やPTAの代表等による、統合協議会の立ち上げに向けて調整を進めているところでございます。

東志和小学校区内の4つの会場で開催されました、東志和小学校区住民自治協議会の主催により「市立小学校の統合基本方針」に関する住民学習会では、教育委員会では対応できない意見等として、市街化調整区域の見直し、定住・移住策の推進など、地域のまちづくりについての質問や意見を伺っております。

議員ご指摘のとおり、こうした意見等につきましては、教育委員会のみで対応することは困難なことから、今後立ち上げる予定としております統合協議会において、関係部局も交え、しっかりと協議していくと回答しております。

【周辺環境の変化に伴う通学路の安全確保について】

○安心・安全な通学路が確保されているかのうち、要望があった安全対策の実施率について

まず、平成27年度に各小中学校から提出のありました通学路改善要望に対する実施率でございますが、全体では、183件の要望を受けており、このうち安全対策を実施した箇所は81件で、率にして44パーセントとなっております。

また、実施には至らず、検討継続となったものは67件、そして、実施の要件には該当しない対応困難なものは35件となっております。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

次に、昨年度以前の要望で検討継続など、単一年度で実施出来なかったものの進捗状況についてでございますが、検討継続となったものは、改めて翌年度に要望していただくこととしております。

継続した進捗状況の管理までは行っておりませんが、直近の平成26年度要望の進捗状況を調査したところでは、26年度に検討継続となった要望事項は50件で、このうち平成27年度に改めて要望されたものは32件、検討の結果、改善が実施されたものは2件、引き続き検討継続となったものは24件、対応困難となったものは6件でございました。

次に、平成27年度において改善が実施された代表的な事例でございますが、件数的に多いものとしては、横断歩道の白線の書き直し、通学路標識の設置、及び防犯灯の設置などがございます。

また、検討継続の事例といたしましては、歩道の設置・拡幅や信号機の設置などがございます。これらは、必要性は一定程度認められるものの、用地取得や予算確保等の課題があり、改善実施までには時間を要するものが該当します。

対応困難な事例といたしましては、横断歩道の設置において歩行者の待機スペースが確保できない場合や、信号機の設置において既存の信号機との距離が近い場合など、地形的な問題や交通規制上の問題等から対応が困難であるとして整理しているものでございます。

信号機や横断歩道橋を設置する場合の計画から完成までの期間についてでございますが、設置することが決まれば、信号機については当該年度の3か月から4か月内に設置され、また、横断歩道橋については調査設計期間を含めて3年程度の期間が必要であるとのことでございます。

次に、県等との調整が必要なものなど、市だけでは対応できない案件の場合、どの機関がイニシアティブをとっているのかとのご質問でございますが、本市では、通学路の安全を確保するため、国土交通省広島国道事務所や広島県西部建設事務所、東広島警察署、市行政内の関係部署などで構成する「東広島市通学路安全推進会議」を、教育委員会の主催で組織し、通学路の安全対策について、関係機関が連携して検討、協議を行うこととしております。

平成28年度におきましても、現在、各小中学校からの通学路改善要望を教育委員会において集約している段階でございますが、今後、通学路安全推進会議での検討・協議を踏まえながら、安全対策の実施に向け、各関係機関との調整を図るとともに、検討継続となったものにつきましても進捗管理の徹底に努めて参りたいと考えております。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

■質問者	貞岩議員	■担当	学校教育部
■質問事項	2 人権教育・啓発について (2) 人権教育について ア 学校における人権教育の推進について イ 成果と課題について		

■質問要旨

- ・私が学校における人権教育で留意していたことは、人権尊重を考える大前提として、「自尊感情」と「寛容的な自己主張」だった。人権教育というと、個人人権課題の知識を習得させることと考えられがちだが、本市における人権教育の推進について伺う。
- ・成果と課題について伺う。

●答弁

【人権教育・啓発について】

○人権教育について

学校における人権教育とは、学校教育全体を通して幼児児童生徒一人一人に人権尊重の理念が育まれることを目的として行うものでございます。

人権教育では、自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解するとともに、相互に人権を尊重し合い、共に生きていくという理念に対する理解を深め、体得するように行うことが必要であると捉えております。

本市の学校においては、日々の授業はもちろんのこと、学校生活や学校行事等の全ての教育活動において、人権尊重の理念を大切にしたい取り組みを進めることが肝要であると考えております。

とりわけ、一人一人が大切にされること、互いのよさや可能性を認め合える仲間づくり、だれもが安心して過ごせる環境づくりを重視しております。

各教科等の授業におきましては、児童生徒一人一人の心に響く学習内容を創造し、自分の考えや思いを引き出す授業づくり、グループ学習において、児童生徒が単に意見を出し合うだけでなく、お互いの意見を交流して考えを認め合い、協働・協力してよりよい考えを導き出す等の指導方法の工夫・改善を図っているところでございます。

また、本市独自の取り組みといたしましては、土曜日授業を実施し、命の大切さを考える授業や地域貢献に関する取り組みを行ったり、児童が普段接することのできない様々な分野の専門家やアスリートから、専門的な知識や体験談を聞く「夢・感動推進事業」などを行っております。

こうした取り組みは、児童生徒の学習意欲の高まりに加えて、自他の命を尊重することや地域の一員としてできることを考え行動することの大切さや、将来の夢を考える中で、かけがえのない自分や友達等の存在に気付くなどの児童生徒の豊かな感性や人権感覚の高まりにつながっております。

これらの成果の一端は、平成27年度全国学力・学習状況調査児童・生徒質問紙調査の設問「人の気持ちができる人間になりたい。」に対する肯定的な回答の割合が、小学校で95.2%、中学校で97.2%という結果や「人の役に立つ人間になりたいと思う。」の設問に対する肯定的な回答の割合が、小学校で95.5%、中学校で96.3%という結果に現れております。

また、「自分にはよいところがある」という設問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は、小学校で81.9%、中学校で74.5%であり、全国や県の平均値を上回っております。

しかしながら、見方を変えますと、小学校では5人に1人、中学校では4人に1人が、自分自身を否定的に捉えており、このことは、課題であると捉えております。

今後も、こうした成果や課題を踏まえ、これからのグローバル化や情報化が進展していく社会を、子どもたちがたくましく生き抜くためにも、自己肯定感の高まりを目指して、人権尊重の理念を育む取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

■質問者 大道議員 ■担当 学校教育部

■質問事項

1 情報化施策について

(2) 学校教育における情報化の推進について

ア 教育用情報機器の導入状況と今後について

イ 教職員のICT活用指導力育成とICT支援員の配置について

ウ 校務支援システムの導入について

エ 登下校情報を確認できる仕組みの導入について

■質問要旨

・第3次地域情報化計画にある、教育用情報機器（電子黒板、投影機、教員用PC、タブレット、ネットワーク環境など）の導入について、現在の状況と今後の方針を伺う。

・教職員のICT活用指導力育成とICT支援員の配置について、現在の状況を伺う。またICT支援員に求められる具体的業務は、機器操作やSW導入支援やトラブル対応、授業支援や教材作成支援などがある。本市のICT支援員配置の検討状況について伺う。

・校務システムの導入により、情報の分析や共有により今まで以上に細部まで行き届いた学習指導や生徒指導等が実現できる。

校務支援システムの現在の状況と今後の方針を伺う。

・登下校時に犯罪や事故等に巻き込まれないためにはICTの活用は重要である。

登下校情報を確認することで、保護者は安心することができる。

学校と家庭、地域がメール等で連携・協力を図っていくことも重要である。

計画では導入検討とあるが、現在の状況と今後の方針について伺う。

●答弁

【情報化施策：学校教育における情報化の推進について】

○教育用情報機器の導入と今後について

電子黒板につきましては、平成20年度から段階的に整備しており、現在、小・中学校共に、1校当たり約2.3台の計117台となっております。

本年度は、小学校では5・6年生の普通教室と知的障害特別支援学級、中学校におきましては、各特別支援学級に、合わせて約100台を整備することとしております。

しかし、それが完了しましても、整備率にしまして小学校34%、中学校39%ですので、今後も引き続き、文部科学省の目標水準である、1学級当たり1台の整備を目指すこととしております。

教員用パソコンにつきましては、教職員1人当たり1台のパソコンを整備しており、市役所本庁舎に設置しておりますサーバにおきまして、各学校単位で共通の文書ファイルを保存・蓄積し、参照等が出来る環境を構築しております。

なお、パソコン教室へのパソコンの整備では、小学校1校当たり21台、中学校1校当たり41台の整備状況となっております。

投影機につきましては、実物投影機を小学校に113台、中学校に40台保有しております。

タブレット端末につきましては、平成26年度に教育委員会事務局へ41台配備し、現在、借入れの申込みのあった学校に対し貸出しを行っております。

今年度は、さらに約400台のタブレット端末を追加し、4人で1台のタブレットが利用できるよう、各小中学校へ配備するとともに、持ち運び型の無線LANアクセスポイントを新たに導入することにより、タブレット端末を電子黒板と併せて活用することで、より効果的な授業の実現を図ることとしております。

文部科学省の目標水準では、各学校で教師用も含めまして41台としており、将来的には一学級分と

答弁内容（平成28年第2回定例会）

して41台の整備を行いたいと考えております。

○教職員のICT活用指導力育成とICT支援員の配置について

教職員のICT活用指導力育成につきましては、教育研究会や各学校における研修、情報教育担当者研修会等において進めております。

教育研究会につきましては、ICT活用推進モデル校を指定し、ICTを効果的に活用した指導方法の工夫等を提案するなどして、市内各学校への普及を図っているところでございます。

平成27年度には、八本松小学校、東西条小学校、小谷小学校、八本松中学校、豊栄中学校の5校をICT活用推進モデル校に指定し、教育研究会や校内の研究授業等においてICTを効果的に活用する指導方法を公開したところでございます。

具体的には、中学校体育のバレーボールのゲームの動画をタブレットに記録し、生徒がその動画を活用して、ゲーム中の動きを考えるという授業実践がございました。

また、小学校理科においては、児童が観察結果をタブレットで撮影し、それらの写真を教員が電子黒板の画面にサムネイル形式で並べて提示することで、観察結果を一度に比較させるという場面がございました。

このような研究会等を通して、ICTを活用した授業づくりの理解を深め、教員が自らの実践に活かしております。

次に、情報教育担当者研修についてでございます。

この研修は、年間2回、学校の情報教育担当者を対象にICTを活用した教育活動を推進するためのスキルの向上を目的として実施しております。

例えば、昨年度は、ICTの活用について先進地から講師を招き、教員が生徒役になり、実際の授業を想定した研修を行い、タブレットを活用した効果的な授業展開に向けて理解を深めております。

次に、ICT支援員についてでございますが、現在、本市の学校には配置できておりません。

ICT教育を充実させるためには、機器の操作やトラブルに対応するなどの高い専門性をもつとともに、児童生徒の学習活動に応じて、ICTの効果的な活用方法をアドバイスできる支援員の配置は大きな効果があると認識しております。

しかしながら、その両面に精通した人材の確保は容易ではなく、また、特別支援教育に係る支援員の増員も喫緊の課題であることから、現段階におきましては、ICT教育推進の中心となる情報教育担当者のICT活用能力を高める研修等の充実を図るとともに、当該教諭による学校内での伝達講習により、すべての教職員のICT活用能力の向上に努めているところでございます。

○校務支援システムの現在の状況と今後の方針について

現在、各学校におきましては、通知表や指導要録の作成など、様々な校務処理を、主に手書きや文書作成ソフトにより行っている状況でございます。

校務支援システムの導入により、児童生徒の成績や出席情報など、様々なデータを一元管理することができ、校務の効率化と情報共有が可能となります。

また、校務処理の時間削減によって、これまで以上に児童生徒と向き合う時間が増え、教育の質の向上を図ることができるものと考えております。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

システムの導入につきましては、昨年度、先進地の導入過程や課題等を調査しており、本年度、導入についての検討作業を行っているところであります。

今後、早期のシステム構築・運用を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○登下校情報を確認できる仕組みの導入について

本市では、平成26年度から、児童の登下校時間を保護者にお知らせするシステムの導入を推進してまいりました。

本システムは、無線ICタグを児童のランドセルに入れておき、児童が登下校時に校門を通過すると、保護者が登録したアドレスに、自動的にメールが配信され、我が子の登下校の状況や時間を確認することができるというものでございます。

本システムに係る初期登録料や月額使用料は保護者負担となっており、それを考慮した上で導入を決定した学校において、希望した保護者が利用しております。

現在、本システムを導入している小学校は16校で、年々増加しております。

今後も、未加入の小学校に加え、中学校にも紹介し、情報化を活用した登下校時の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

答弁内容（平成28年第2回定例会）

- 質問者 大谷議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 1 老人福祉行政について
(1) 老人福祉施策について
エ 常設老人サロンに放課後子ども教室機能を付加することの有効性について

■質問要旨

常設型「老人カフェ」において、放課後子ども教室機能を付加開設することによる有効性と課題について見解を伺う。

●答弁

【老人福祉行政：老人福祉施策について】

○常設老人サロンに放課後子ども教室機能を付加することの有効性について

始めに、本市で実施しております、放課後子供教室の目的でございますが、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化活動、並びに、地域住民との交流活動等を実施することにより、子供たちが安全・安心に過ごせる居場所づくりと、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間関係の涵養を図ることとしております。

現在、24小学校区、24教室で、週1回程度、地域の方や大学生にボランティアとして協力していただき、様々な活動を行っております。

ボランティアの中には、高齢者の方もおられ、将棋や囲碁、工作、昔遊びなどの活動においてご指導、ご支援いただいたり、七夕、クリスマス、節分といった季節の行事などで子供たちと一緒に活動していただいたりしており、子供たちは、様々な世代の方々と共に活動し、関わり合いながら、地域に見守られ、大切に育てられていることを実感する中で、豊かな心を育てております。

また、高齢者の方々も子供たちから活力をもらい、生き生きと活動しておられます。

こうしたことから、老人サロンに放課後子供教室機能を付加開設し、地域の高齢者の方々に子供たちに関わっていただくことは、議員ご指摘のように、子供たちにとっても、高齢者の方々にとっても有益であると考えております。

一方、課題もございます。多くの子供が安全に、様々な体験活動を行うためには、ある程度広いスペースが必要であるため、老人サロンに加え、他の活動場所の開設を余儀なくされます。

このことにより、各活動場所のスタッフへの連絡調整を行うコーディネーターの負担や各活動場所へ児童を誘導する安全管理員の負担が生じてきます。

また、老人サロンで週1回定期的に放課後子供教室が実施されることになると、その時間はカフェに来られている方に子供と関わっていただくようになるため、人と語らい、くつろぎを求めてカフェに来られた方にとって自由に過ごす時間が損なわれるといったことも危惧され、さらに、子供たちに豊かな人間性を身に付けさせるための様々な体験活動に協力していただけるのかといった心配もございます。

今後につきましては、国が策定した「放課後子ども総合プラン」の中に放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の方向性が示されており、参加児童数の増加が予測されることから、安全・安心で多様な活動が確保できる場所について検討してまいりたいと考えております。

平成28年度教育交流事業（中国徳陽市教育交流）について

1 日程の延期について

7月1日に中国四川省徳陽市教育局政策法規課より、徳陽市の渡航の決裁が今年度から変更となり、手続きに時間を要しており、7月11日（月）～15日（金）の日程では来訪ができなくなった旨の連絡を受け、来訪が延期となった。その後、徳陽市から9月に本市に教育訪問団を派遣したい旨の連絡があり、次の日程で受入れを行う予定である。

受入	○市滞在予定時期 9月12日（月）～16日（金） ○学校訪問者 徳陽市の小・中学生8人、引率2人がそれぞれ交流校を訪問	【小学校】西条、八本松、西志和、高屋西、三ツ城 【中学校】西条、高美が丘
----	--	---

2 事業の内容

(1) 目的

本市の友好都市である中国四川省徳陽市との間で、児童生徒を相互に派遣し、交流することにより、友好親善を深め、児童生徒の国際的視野を広める。

(2) 概要

平成8年から小・中学生を隔年で派遣し合い、表敬訪問、交流校訪問、ホームステイ等の交流活動を行っている。今年度は、徳陽市の小・中学生を本市の交流校に受け入れる。（平成20年度は四川大地震、平成21年度は新型インフルエンザのため受入れを延期、平成25年度は鳥インフルエンザ、平成26年度は外務省の海外渡航情報における大気汚染に関する注意喚起のため派遣を延期した。）

平成28年度第1回東広島市文化財保護審議会の開催報告について

- 1 日時 平成28年6月30日(水) 13:00~14:10
- 2 場所 東広島市役所北館 会議室201
- 3 議事 (1) 市史跡槌山城跡現状変更について
- 4 報告 (1) 平成28年度事業別文化財保護関係予算について
(2) 平成28年度文化財事業計画について
(3) その他

5 主な意見の概要

○市史跡槌山城跡現状変更(アルミ鋼材階段、説明板の設置)について

アルミ鋼材階段は遺構に影響を及ぼさないよう岩盤を利用し設置し、説明板は極力掘削せず設置するため、遺構への影響はほぼ無いと思われる。したがって、地域住民による史跡の活用を図るための整備であることを考慮し、設置した工作物により地山の流出等が起こらないよう維持管理に努めること及び申請範囲外で土木工事を行わないことを条件として許可することが適当である。

○三ツ城古墳ガイダンスコーナーについて

展示内容に変化が無いため、最近の出土遺物等により展示工夫してほしい。
⇒あくまで三ツ城古墳ガイダンスコーナーであり、他の遺跡の出土遺物を展示することは考えていない。しかし、広島県から長期間借りて展示している遺物もあり、それらを返却する場合は展示替えも検討する。

○市内出土品等展示施設について

市庁舎内、西条駅構内、新美術館内に確保することは難しいとのことだが、将来的に博物館とはいわないが、市中心部に展示施設を確保してほしい。
⇒どのような形で展示する場所を確保するか、少しずつ検討していきたい。

○吟古館解体後の跡地活用について

⇒歴史広場として活用する方向で検討している。解体後は視界を遮るものが無いため、それぞれの酒蔵(賀茂鶴酒造株、白牡丹酒造株)が壁を修景することとなっている。

○文化財説明板、案内板について

壊れているものが多数あるので、早急にも実施してもらいたい。
⇒損傷具合等で優先順位を付けて、予算の範囲内で順次実施していく。

○文化財保護意識の高揚を図るため、毎月広報紙で文化財を紹介してほしい。

⇒新しく指定した文化財については、毎回広報紙に掲載している。毎月については紙面の関係もあるが検討する。